

裁判員経験者意見交換会議事録（平成28年3月4日開催分）

司会者： それでは、裁判員あるいは補充裁判員として裁判員裁判に参加された経験者の方においでいただきまして意見等を伺う意見交換会を始めさせていただきます。皆様は裁判員裁判の裁判員あるいは補充裁判員として参加していただいて、裁判員裁判のために貢献していただいたわけですが、それに加えて意見交換会においでいただきましたこと、まず最初に深く御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

この会は、裁判員裁判に関するこれからの訴訟活動やさまざまな事務を改善していく上で、実際に裁判員裁判を経験された皆様から御意見等を伺うことを目的にしております。忌憚のない御意見をぜひお寄せいただければと思います。

今日司会を務めます、私は、この堺支部で裁判員裁判の裁判長をしております裁判官の渡部と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、列席者から自己紹介していただきます。

真鍋裁判官： 裁判所堺支部の裁判官で、真鍋秀永と申します。よろしく願いいたします。

國井検察官： 検察庁堺支部の検事の國井と申します。よろしく願いいたします。

依田弁護士： 弁護士の依田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

司会者： 会のテーマとしては三つ挙げておりまして、法律概念や事実認定に争いがある事件の審理や評議についてというのがまず一つ目のテーマです。二つ目のテーマが審理後のストレス対処法について。こちらは、審理に携わられてストレスをお感じになったかどうかというようなことも、もしありましたらそれも含めて御意見などもいただければと思います。三つ目のテーマは量刑判断についてということでございます。特に一つ目と二つ目のテーマに多く時間を割いて御意見などを伺いたいと思っております。

最初に、お一人ずつ全体的な感想をお伺いしたいと思っております。まず最初に1番の方からお願いできますでしょうか。

裁判員経験者1：本日はありがとうございます。私が携わらせていただいたのは傷害致死の事件で、裁判員に選ばれたときにはどんな事件だろうとか思いながら、来させていただきました。いろいろな日ごろ使っていない頭を一生懸命使いながら、いろいろな方の意見を聞き、もちろん検察官や弁護人の話もゆっくり聞かせてもらって、それらの意見を参考にして自分の意見をまとめるという作業をさせていただいたことに感謝しております。この経験を踏まえて、いろいろと私生活でも役に立つ部分が少しはあるのかなと思いつつ、今、過ごしています。ぜひまた機会があれば裁判員をやらせていただけたらなと思っております。

裁判員経験者2：私が携わった裁判ですが、人一人を殺してる、殺人なのでそれは重い裁判でした。

裁判員経験者3：私が担当させていただいたのは、介護による事件でした。私も私の父や母に同じような介護をしていたので、ひょっとしたら私も当事者になっていたのかなとか思いながら事件に携わらせていただきました。事件の状況が自分の立場に、本当に近いような状態だったので、一步間違ったら自分もこういうことになったのだらうなと思いつつ参加させていただきました。今でも、被告人はどうしているのだらうと気になっています。

司会者：裁判員、裁判官を含めて9人で審理をしていますと、いろいろな経験をお持ちの方がいらっしゃる、その中に介護に携わっているとか、そういう御家族がいるという方がいらっしゃる、我々の知識の幅というか経験の幅が広がります。そういう部分も裁判員裁判の非常に良いところだと思います。

裁判員経験者4：私は殺人未遂の事件を担当させていただきました。法律というものを今まで勉強したことがなかったので、裁判員に選ばれて何の知識もないのに人を裁いていいのかなというのが一番初めの感想でした。確かに罪を犯した人を、もちろん裁判長もいらっしゃいますが、素人の私たち裁判員の意見で

その人の人生を左右してしまうのではないかというのを大きく思いました。しかし裁判長や裁判官の話を聞きながら一つずつ段階を踏んで、殺意のことやいろいろなこと、裁判のことを一つずつ時間を取って話し合ったり、皆さんの意見を聞いて、一つずつその山を越えていけたんじゃないかなと思います。初めはこうだと思って自分の意見を言っても、皆さんの意見を聞いてやはり少し違うのかなと考えるところも多々ありましたので、本当に一つずつ裁判のことを考えてその結果につなげていけたんじゃないかなと今は思っております。

司会者：ありがとうございます。

裁判員経験者 5：私が携わらせていただいた裁判は強盗致傷の事件だったのですが、その裁判を経験して、裁判というのは被害者より加害者のためのものだなというのは思いました。被告人は何度も意見を言う場があったのですが、その被害者が自分の意見を言って、私たち裁判員に聞いてもらえるというのは1回だけでした。裁判というのはまだまだ被害者より加害者のためにあるように感じました。

司会者：それでは、法律概念とか事実認定に争いがある事件の審理などについてのどのような御意見や御感想をお持ちかということを順番にお伺いしたいと思います。

まず1番の方が携わられた事件が傷害致死の事件で、争点は、ほかにもあったのかもしれませんが、因果関係が一つ問題になっていたと思います。因果関係というのは極めて難しい法律的な問題なのですが、そういったものを扱う裁判に携わられて、どのような御意見を持たれたかということをお伺いできますか。

裁判員経験者 1：私の携わらせていただいた事件は、叩いた、殴ったという、言葉だけでいうとこの2点になってくるのですが、叩いたのか、殴ったのかという違いについていろいろみんな話をさせていただきまして、証人として出てきた医師も、私たち裁判員にも分かりやすくゆっくりと説明していただけたので、私たちが判断するにはとてもよかったんじゃないかなと思います。

司会者：その事件は、被害者も亡くなっていて、被告人以外に殴ったとか蹴ったとかいうところを直接見た人はいないのですか。

裁判員経験者 1：そうです。

司会者：それで被害者の御遺体の状態からどんなことがあったのかというのを考えなければいけなかったのですか。

裁判員経験者 1：そうです。白黒にさせていただいた写真も見せていただきましたが、医師の話も確認させてもらって、叩いたのか殴ったのかという違いを判断させてもらいました。

司会者：検察官や弁護人の訴訟活動はいかがでしたか。分かりやすかったですか。ここは分かりづらかったということがあればお伺いできればと思います。

裁判員経験者 1：もちろん弁護人も検察官も、しっかりとした資料を用意していただいて、それを見ながら話していただきましたので、話をしていただいている中で自分なりの理解というのもできた部分も多かったです。法律的な言葉を使われることもあったと思うのですが、その言葉を理解する難しさというのがありました。

司会者：法廷で検察官や弁護人が使う法律的な言葉が分かりづらかったというのはどのような部分についてでしょうか。

裁判員経験者 1：今は記憶が曖昧になってしまっているのですが、どういう意味なんだろうとか考える部分もあって、話を聞いているうちに理解できた部分もありました。

司会者：やっぱり分からない言葉があると、そこで思考が止まって、気になりますか。

裁判員経験者 1：そうですね。続きの話が頭に入ってこなかったりという部分ももちろん出てくるのは事実ですね。

国井検察官：裁判にもよると思うのですが、証拠の採用をするかどうかの問題で条文の言葉が飛び交ったり、その要件についての話になったりして、裁判員の方が蚊帳の外に置かれているような状況になっているんじゃないかなと思う場

面もあるのですが、そういう場面で、どういうお気持ちで聞かれているかというのはいつも気になってます。

司会者：そういう場面はありましたか。

裁判員経験者 1：私のときはなかったです。

司会者：ほかの方はどうですか。裁判所と検察官，弁護人が話をしていて，これは手続の話なのだろうなと思いつつ，何かそこに理解できないもどかしさみたいなものを経験された方はいらっしゃいますか。

裁判員経験者 2：証拠調べをしているときに，証人が一人だけだったので，それだけしか話を聞いてないのです。本当を言うともう一人か二人ぐらい聞いたかったなと思いました。犯行状況の証拠調べは一人だけでしかなかったものですから処置した医師の話も聞いたかったというのがあります。

司会者：今，お話をされたのはまた別の観点からですね。調べられた証拠のほかには何か気になることがあったということですか。

裁判員経験者 2：そうです。証拠調べをしたときに証人を一人しか呼んでなかったものですから，医師の所見や医師の話も聞いたかったですし，別の人の話も聞いたかったというのがあります。

司会者：もう少し事件を実感的に理解できるような証拠があった方がよかったんじゃないかなということですか。書類からでは感じ取れないものも，実際に事件を見た人で，的確な証人になれる人がいればもう少し分かりやすかったと思いますか。

裁判員経験者 2：そうですね。この事件は夜中に起こったものですから，証人という証人がいなかったわけです。

司会者：この事件では責任能力が争点になったのですが，その点については，一般の人でも判断できるような裁判のスタイルになっていましたか。

裁判員経験者 2：そこには余り不明な点はなかったと思います。

司会者：3番の方が携わられた事件も責任能力が争点の事件だったのですが，責任能力というのは最初分からなかったかと思うのですが，事件に参加していく

うちに理解できるようになったのか、それとも難しいなという思いをずっと抱えながら裁判をしたのか、その辺りはいかがでしょうか。

裁判員経験者 3：半年前のことなので、よく覚えていないのですが、精神鑑定とかされた結果で、そういう症状が被告人にみられるということが出ていましたので、限定責任能力とか言われて、分かったような分からなかったような感じで過ごしてました。

司会者：法律概念の中でも一番難しいものだと思います。我々も悩むことが多いです。精神科が専門の医者に鑑定してもらって法廷で話してもらったと思うのですが、その話はどうでしたか。分かりやすかったですか。

裁判員経験者 3：分かりやすかったです。

司会者：法曹関係者でこの事件について、3番の方に質問したいことはございますか。

依田弁護士：精神鑑定を、その鑑定をした医者の証言を聞かれて、それで大体結論が見えたという理解でしょうか。

裁判員経験者 3：そうです。

依田弁護士：2番の方にお伺いしたいのは、3番の方の場合と違って精神科医は出てきていないと思うのですが、その点で何か物足りなさとか、何で弁護人はもっとその辺を立証活動しないのかとか、そういった感想を持たれたのであれば教えていただけますか。

裁判員経験者 2：このときには被告人は善悪の話ができているから、責任能力はあったということでした。

司会者：次に4番の方にお伺いします。4番の方が関与した事件は、殺意が争点の事件だったのですが、殺意もなかなか難しい問題で、どのように理解され、どんな疑問を持たれてこの事件に取り組みましたか。

裁判員経験者 4：殺意というのは本当にそのときの本人でないと分からないところがあり、そこを調べていくわけなので、どういうものが殺意なのかというのを説明していただきました。例えば絶対殺すぞというのが殺意で、もちろんそ

れもそうだけれども、こんなことをしたら人間は死んでしまうんだぞというところも殺意だということを教えていただいたことが大きかったです。だから殺意があったか、なかったか、被告人は殺意はないと言っていたのですが、そのときの被害者の傷の具合や写真を見せていただいて、そのときは傷跡だったのですが、これが果たして本当に殺意がなくてここまで人間ができるものなのかなどか思いました。

司会者： 検察官の法廷での主張，あるいは弁護人の法廷での主張については，よかった点とか，余り理解できなかつた点とかはありますか。

裁判員経験者 4： すごく話は分かりやすくしていただきました。殺意というものはどういうものかということ，殺意があるなしで罪の量が変わることについての説明は，弁護人も検察官もすごく分かりやすくしていただいたと思います。

司会者： 仮に裁判所からの説明が全然なかつたらどうですか。検察官や弁護人の主張だけである程度判断できそうでしたか。

裁判員経験者 4： 殺意というのがどういうものかというのが分からなかつたので，ただ殺そうというのが殺意というように今までは考えていました。そうではなくて，こういうことをしたら人間は死んでしまうんだということも殺意に入るという説明を受けました。

司会者： そういう裁判長の説明はどの段階でありましたか。

裁判員経験者 4： 一番初めの時点で，殺意があるかないかで，殺人未遂罪になるか傷害罪になるかという話がありました。被告人が殺意を持っていたのかなかつたのかというのは裁判長からも説明がありましたし，皆さんで話し合いました。

司会者： 裁判長からの説明は，初めの段階できちんとされた方がいいと思いますか。

裁判員経験者 4： そうですね。そうでないとその殺意というものが，ただ殺すぞという殺意しか理解していませんので，そうではなくて，こういうことも殺意なんだという話を聞いてからその裁判に携わっていったのが一番大きかつたの

ではないかと思います。

國井検察官：その事件の冒頭陳述を読ませてもらうと、検察官も弁護人もある程度、殺意とはこんなものですよということに触れて、それがうかがわれる事実を挙げているので、多分そのときに聞かれて、ああなるほどなと思われたと思うのですが、さらに裁判長からの説明があったり、何度か触れていく中で実感していくというかイメージが湧いてくるということですか。

裁判員経験者 4：そうですね。感覚的にこれだけが殺意なんだというのではなくて、殺意はそのときの本人じゃないと分かり得ないことというのが大きいと思うのですが、それを立証していくというのは段階を踏んで、凶器や被告人の傷や、ここまでしているということも殺意に当たるというのを考えることは大きいと思います。

國井検察官：その殺意という概念もそうですが、殺意を判断するときの考慮要素だとか、どういう考え方を踏んでいくのかという説明があればより分かりやすいという感じですか。

裁判員経験者 4：そうですね。

國井検察官：殺意については裁判所から説明があったと思うのですが、検察官から余り詳しくそこを説明しない場合もあったと思います。検察官としてはそこも意識してやっていった方がより分かりやすいという感じですか。

裁判員経験者 4：そうですね。

司会者：次に、5番の方が携わられた事件は強盗致傷事件で、争点は故意と共謀ということですが、この事件は判決を見ると、証人の証言の信用性がキーだと思いました。証言を信用する、しないというのは悩ましい問題なのですが、その辺はどうですか。

裁判員経験者 5：だれが本当のことを言っているか、被害者が言っているのも本当だろうなあとと思いました。加害者の言ってることは少し信用できないなというものもありまして、加害者が、例えば初犯の人であれば違ったのかもしれないのですが、加害者は今回2名いて、どちらも前科のある再犯だったので、それ

を聞いてからやはり加害者が言っているのは少し信用できないなというのがありました。

司会者：証人の証言の信用性を判断するときに、まずは証人尋問で証言を聞きます。そのときに信用できるのかな、できないなというのが判断しやすいような尋問、証言はされていきましたか。例えば、尋問がだらだら長いと、どこが問題なのかよく分からないままに終わっていたとか、自分なりに、信用性を判断できるような証拠調べはされてましたか。

裁判員経験者 5：ある程度は判断できるのかなというのがありました。その時しかその人たちの意見を聞くことができなかったのも、その人たちが本当にどこまで裁判で発言できたのかなというのがありました。しかし最終的には、この人はちゃんと本当のことを言っているのだとかという判断を私自身することができました。

国井検察官：証人尋問の前に、証言項目を書いたメモ用紙のような物は配られましたか。この証人からはこういうことを聞いていきますというようなメモを、事前に配布して、そこにメモしてもらうように準備する検察官もいるのですが、そういうものは配布されてましたか。

裁判員経験者 5：大分時間が経ったので、余り覚えていないのですが、いろいろと資料はいただきました。

国井検察官：聞くときにどこがポイントであるとか、これはどこの場面だろうというのが、ただ聞いているだけだと理解しにくいのかなと思っていて、それを手助けするようなメモを先にお渡ししておけばいいのかなと思っているところです。そういう物があれば、より聞きやすいというのがありますか。

裁判員経験者 5：あると思いますし、あったようにも思います。

司会者：証人尋問や被告人質問はほかの事件でも、皆さん、聞かれたと思うのですが、証人尋問や被告人質問のやり方、特に検察官、弁護人が中心になって質問していきますので、分かりづらかったとか、こういうところをもう少しこういうふうにすればいいのになという御感想があれば、ぜひ伺いたいで

す。何か問題を感じられたようなことがあれば、これからの課題としてお伺いしておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

裁判員経験者 1：先ほど、検察官がおっしゃられたとおり、質問する内容等が事前に、ある程度、分かっているのであれば、そこにメモを取れたりもできたと思います。私のときはそこまでのメモというものはなかったもので、その都度その都度、聞いていって、何日か経った後に見て、これはどういう質問のときだったかなとかいうところもあったので、先ほど言われたとおり、こういう質問をしますよとか、もちろん、後で変更することもあるかとは思いますが、先にそういったものがあればなというのは、今、話を聞いてそう思いました。

司会者：ありがとうございました。なぜこんな質問をしているのか、結局、意図が分からずじまいだったということはなかったですか。

裁判員経験者 1：私のときはそこまではなかったです。

司会者：ある程度、意図はつかめましたか。

裁判員経験者 1：はい。

国井検察官：3番の方にお聞きします。責任能力の関係で、最初、精神科の医師がプレゼンテーションみたいな説明を行って、その後、検察官や弁護人が医師に質問していったという流れだったと思います。それは責任能力を考慮するそれぞれの要素に着目して質問はしていたつもりなのですが、そういう意図はどこまで伝わりましたか。それとも個々の質問自体、あまり頭に残らないような感じなのか、最初に医師が説明した内容が、ある程度、分かりやすかったもので、その後、いくら当事者が質問しても、あまり頭に残らないという印象でしょうか。

裁判員経験者 3：そうです。

真鍋裁判官：5番の方にお尋ねします。先ほど、証言の信用性を考えるときに、被告人の前科がという御発言があったのですが、被告人に前科があるということを情報として知ったのが、被害者の話を聞く前だったか、後だったか、記憶はありますか。

裁判員経験者 5：後でした。

真鍋裁判官：ということは、被害者の話を聞いているときは、被告人の前科の情報がない状態で聞いておられたということでしょうか。

裁判員経験者 5：はい。

真鍋裁判官：そのときにも、この人が言っていることは本当かなという気持ちで聞いていただいていたんだろうと思うのですが、それは聞きながら、おかしい話だなとか、それはあり得るとか、そういうことを法廷で胸に抱きながら証言を聞いていたということですか。

裁判員経験者 5：はい。前科があるというのを聞いて、ああやはりと、さらに納得したというような感じでした。

司会者：裁判員、あるいは補充裁判員として審理に携わった後、その事件についてどのように向き合われたのか、ストレスに感じたようなところがあるか。あるとしたら、それに対してどのように対処をされたか。今後、裁判員、補充裁判員になる方にとって参考になる話もあろうかと思しますので、その点を順番にお伺いしたいと思います。

ストレスに感じるようなことが特になかったということであれば、肯定的なことでも構いません。こういうことも考えられるようになったとか、達成感を感じられたとか、そういうことでも構いませんが、いかがでしょうか。

裁判員経験者 1：私自身はそこまで気分的に落ちるとか、一切なかったのですが、今、終わって思うところは、被告人は、今、どうしているのかなとか、ほかのニュースとかを見ると、はっと思い出す部分というのはやっぱりあります。その都度、被告人はどうしているのかなとか、その家族の方はどうしているのかなという思いはあります。

裁判員経験者 2：そんなにきついことはなかったです。ストレスになることはなかったです。

裁判員経験者 3：私も特にそんなにストレスになるようなことはなかったです。

司会者：トラウマになったりというようなことは、特にはなかったですか。

裁判員経験者 3 : なかったです。

裁判員経験者 4 : 1 週間の裁判の間は、やっぱりその事件のことが頭から離れないという部分もありました。私に関しては裁判が終わってからは、その後被告人や被害者は、どうしているのかなということは、たまに思い出しました。ただ、終わってからストレスに感じるようなことはないです。

裁判員経験者 5 : 私もそんなにストレスになるということはありませんでした。

司会者 : この事件に携わった後に振り返って、その体験を御家族や知人に話をされるような機会がありましたでしょうか。いろいろ経験したことをほかの人に話すこともとても大事なことで裁判員制度を根づかせていく一つの重要なポイントかなと思うのです。もちろん守秘義務はあるのですが、ある程度話をしていただくことによって、ほかの人が、裁判員裁判ってこんな感じなんだとか、自分でもできるかもというように思っていただけになったらいいと思うのですが、ほかの方にお話しされたりする機会はありませんでしょうか。

裁判員経験者 5 : 家族や会社の同僚に裁判員を経験したという話はしました。私は経験させていただいてよかったなと思いました。話をした相手の反応は、私もやってみたいという人もいれば、やりたくないという人もありました。

裁判員経験者 4 : 裁判の 1 週間の間は、家族はもちろん、裁判員として裁判所へ行っているというのは知っていましたが、私は裁判のことに関して話すというのは少しきついものがありましたので、その当時は話をしなかったです。ただ、少し月日が経って、裁判員をさせていただいたのは貴重な体験だというのは話をして、もしそういう話が来たらすごくいい貴重な体験になるよというのは友人に言っています。やはり、みんな、裁判員裁判というのができたのは知っていても、本当に選ばれる人がいるんだと言う人が結構多くて、どんな感じだったのかというのはやはりよく聞かれます。素人が裁判員になって刑を決めていいのかというのはよく聞かれますが、裁判員だけじゃなくて、裁判長をはじめ、裁判官もいて、みんなで話し合っ、素人でも一つずつ解決していける

ので、すごくいい貴重な体験になるよという話はしました。

司会者：そういうことをほかの方に言っていただけるのは、これから裁判員制度を日本にしっかりと根づかせるために、本当に重要で、我々にとっては大変ありがたい活動なのです。

裁判員経験者 4：私のときの裁判員の方もいろんな年代の方がいらっしゃいましたので、こういう意見があるんだという事で、自分だけではなくて、ほかの方の意見も聞けることがすごく貴重な体験でした。裁判員をさせていただいて、新聞もよく読むようになりましたし、ニュースとかも、裁判員裁判なんだと思ったら、興味を持って聞くようになりましたので、本当に貴重な体験をさせていただいたなと思います。仕事をされている方は大変そうでしたが、本当に貴重な体験をさせていただいて勉強になったと思います。

司会者：テレビ等で裁判に関する報道があっても、今までだったら完全に別世界のことと感じられていたと思うのですが、いかがですか。

裁判員経験者 4：そうですね。自分に関係のないものと思っていましたので、特に新聞などを読んでも、裁判員裁判ということであっても本当にピンと来ていない部分が大きかったです。しかし、本当にこれだけ全国で行われて、新聞にも載っていますし、ニュースにもなっていますので、私が一緒にさせていただいた裁判長の名前などを新聞で見たりしますと、こういうことをされてるんだなとすごく気になります。本当に貴重な体験をさせていただいたと思います。

司会者：いろいろな事件では、皆様と同じような裁判員や補充裁判員の方がいて、同じように悩まれて、一生懸命裁判に携わられているという実感がやっぱり湧いてきますよね。

裁判員経験者 4：そうですね。やはり全国ですごく凶悪な事件もありますし、未成年の事件もありますし、こんな大変な裁判もあるんだなと、それぞれの事件で裁判員の方が私がそうであったと同じように悩まれていらっしゃるんだなと、記事やニュースを見て思います。

裁判員経験者 3：私は、あまり人に話していません。たまたま一番最初に話を

した人が、事件のことを根掘り葉掘り聞きたがるような人でしたので、それから事件のことはあまり話さない方がいいだろうと思い、結局、余り人に話していないのです。みんな裁判員裁判の制度より、どんな事件かということに興味がある人が多いのだなと思いました。

司会者：根掘り葉掘り聞く人ではなくて、落ちついて聞いてくれる相手だったら、話をしてみたいという気持ちはありますか。

裁判員経験者 3：そうですね。聞かれても、あまり事件のことを話せないんだとこちらが壁みたいなのを作ってしまったら、そこで会話が終わってしまいます。

裁判員経験者 2：話をしたと言っても、私の場合は余り深い話はしなかったです。表面だけの話ぐらいで終わりでした。余り守秘義務に触れるようなことは言わずにいました。

司会者：1番の方はどうですか。

裁判員経験者 1：私は会社に報告義務というのがあったので、もちろん事件内容とかは話すことはなかったのですが、いい経験をさせてもらったともし選ばれるのであればぜひ次回もやりたいと、という報告をしました。

司会者：話すことによって、自分の心の中の位置づけがはっきりするとか、仮にストレスを持ったとしても和らげる効果があると思いますね。守秘義務に触れない話し方としては、裁判官はこんな人だったという話をするというのはどうでしょうか。一般の人は、裁判官にほとんど接したことがないので、そのことを感じられたままをおっしゃっていただくのもいいと思います。そういったことに興味を持たれる人もいるかもしれない。そういったこともあるので、裁判員裁判に携わる我々は1件1件緊張感を持ってやっています。

真鍋裁判官：守秘義務の説明というのが実は裁判官としてもすごく苦勞していて、守秘義務の範囲のことで実際に困った、迷ったというような経験をお持ちの方はいらっしゃいますか。

裁判員経験者 1：私の場合は、傷害致死という部分だけは会社に報告をしたので

すが、内容は一切出していません。正直どこまで言っているのかという判断がつかない部分があり、判決が出ているものは公開されているから言ってもいいのかなと考え、傷害致死という罪名だけの報告を会社にしました。

司会者：最後少し量刑判断の話を伺おうかなと思います。量刑を最終的には数値で決めなきゃいけないところ、何を抛りどころにして決めるのか分からなかったとか、あるいはこれを自分なりに抛りどころにしましたとか、何かそういうのはございましたか。

裁判員経験者 2：やったことはやったことなので、仕方ないだろうという部分があったものですから、これぐらいという話はしました。

司会者：ほかの方はいかがでしょうか。量刑を決めるに当たって、これだけ悩んだとか、あるいは量刑について検察官や弁護人がいろいろ主張したと思うのですが、こういうところはもうちょっと改善した方がいいだろうとか、量刑判断について何かお感じになったところはございませんでしょうか。

裁判員経験者 5：私は日ごろから罪を犯した人はたくさん償ってほしいと思っていますので、テレビとかで見ているだけでも求刑何年に対して、結果は何年でしたとみんな減っているような気がして、やはり減るんだ、何で減らすんだと思っています。

司会者：ほかに量刑判断についてお感じになったこと、考えていることがございますか。4番の方は、いかがですか。

裁判員経験者 4：一番最終の量刑判断のところになるかと思うのですが、やはり検察官から出された懲役よりも多くなるということはほぼないんだという話は聞きました。何年というのは素人的には一番分かりづらかったです。今まであった事件、サンプルと言ったらおかしいのですが、こういう事件があったときは、懲役何年というもの、もちろん同じ事件ではないので、それに近い事件を説明していただいたり、見せていただいて、こういう事件だと執行猶予が付くんだとか、懲役何年になるんだなというようなことをそこで知りました。そうであればこの事件はこうじゃないかなということを皆さんと話し合っ

論は間違いのないものだったと思います。

裁判員経験者 1：私も 4 番の方と一緒に傷害致死の事件の過去の量刑データをいろいろ見せていただいて、それである程度の判断というのを自分の中でつけることができたのかなと思います。今回、執行猶予というのも考えなければならず、難しかったと思いますが、そのデータを見せてもらった部分である程度の判断はできたのかなと思っています。

司会者：3 番の方は、いかがですか。

裁判員経験者 3：過去の判例をいろいろ示していただいたので、判断はしやすかったのかなと思います。

真鍋裁判官：5 番の方は常日ごろ、日本の裁判の刑は軽いと思うということですが、それはやはり事案事案に応じて自分の考えを持ち、それをベースに考えていくという、そういう形で量刑を検討していったということになるのですかね。

裁判員経験者 5：私もその判例というのを見せていただきましたので、結果的には妥当な年数だったのかなと思いました。

司会者：記者の方から御質問等ございましたらお伺いいたします。

記者：報道する者として、裁判員制度が導入されて、どういうふうに見直しをしていくのかなという視点でこういう場に参加させていただいているのですが、あえて挙げれば、改めてちょっと振り返ってみて、ここをもっと改善してほしいというのをもし挙げていただける方がいらっしゃったら教えていただきたいなと思います。

裁判員経験者 1：終わってすぐだったらあったのかもしれないのですが、月日が経ってしまって、今は出てこないです。

裁判員経験者 2：もう少し裁判員裁判の範囲を広げるというのもありかなというのが私の意見です。

裁判員経験者 3：私も何か分からないうちに終わったかなという感じでしたが、今は裁判員をやって本当によかったと思っています。

裁判員経験者 4：ニュースで見たり，新聞に載ったりもしますが，こういうことを裁判員裁判で裁判しているという事実をもっと皆さんに知っていただけたらと思います。本当に裁判員裁判をやっているんだというのが多くの方の感想でしたので，やっているよと。年に1回とか，半年に1回みたいな割合でしているのかという感じで聞かれて，いや，もっとしているよと言ったら，そうなのという感じで皆さん信じていただけなかったです。でもそんなことは新聞に載らないよねと言われて，殺人などの凶悪な事件は載るけれども，すべての事件が毎回毎回載っているわけではないよねという話をしています。裁判員裁判というのは毎月のように堺の裁判所でしているんだよという話をしたときに余り信じてもらえなかったので，全国でこういう裁判員裁判をしているんだよというのをほかの方々にもっと知っていただけたら，みんなもう少し興味を持っていただけるかなというのを思いました。

記者：新聞記事などを読まれるようになったということで，例えば記事の書き方であったりだとか，これをもう少し変えた方がいいんじゃないのとか思われることがありますか。

裁判員経験者 4：大きな事件は裁判員裁判でこうなったよとか，いつ判決が出るよというのがよく目につくようになりました。でも本当にそういうのは全国の凶悪事件とか，皆さんがニュースとかワイドショーとかで知っている事件が多いので，もう少し身近に裁判員裁判をしているということを一般の方にも分かっていただけたらなと思います。

裁判員経験者 5：私は，裁判員裁判を前からしてみたいなと思っていて，ただ，今回私が携わらせていただいた事件は，今までしてみたいと思っていたタイプの事件ではなかったので，今回しなければまたその機会があるかもしれないというのはあったのですが，もうその機会もないかもしれないと思い，させていただきました。ですから自分が携わってみたい事件を選べるような，前もって例えば裁判員裁判の，どういう事件をしてみたい，どういう事件に携わってみたいですかというのが前もって聞かれることがあればよかったかなと思いまし

た。

記者： 裁判官の方にも私から質問してもよろしいですか。裁判員制度が導入されてからこういう意見交換会などをいろいろ工夫されていると思います。毎回違う経験者の方が参加されると思うのですが、出てくる意見が変わってきたなどの、何か変化は感じますか。

真鍋裁判官： 審理が分かりにくいという意見は減ってきているのかなという感じは受けています。それは実際に担当している事件の当事者の御努力とか工夫を感じていますし、恐らく裁判員の皆様にも伝わっていて、こういう意見交換会の中の審理の有様についての疑問は減ってきたという感じは受けております。それから、証拠の有様も変わってきたので、御遺体に関する証拠についても意見交換会で出てくる頻度が下がってきたということがあります。

記者： ありがとうございます。

真鍋裁判官： 1点だけ質問です。1番の方が一番最初のところで私生活上でも役に立っているというようなことをおっしゃってくださったので、その中身をももう少し具体的にお話しただければありがたいと思います。

裁判員経験者1： 私生活上と言ったらおかしいかもしれませんが、いろんなニュースを見るようになりましたし、その裁判の事件の内容をよく聞いて、自分なりにこういう判決が出そうだなというような想像もするようになりました。いろんな社会のニュースにも興味を持つようになったというのが正しい言い方になるかもしれません。

真鍋裁判官： 4番の方がおっしゃってくださったようなことですか。

裁判員経験者1： そうです。

真鍋裁判官： 背景を含めていろんな社会的な問題や側面について考える機会も増えれば、深さも変わってくるということですね。ありがとうございます。

記者： 皆さんが携われた事件で実際に報道されて、その記事を終わってから読まれた方っていらっしゃいますか。

(返答なし)

司会者： 見ているのかもしれませんが，そんなに印象に残っていないのかもしれないですね。そろそろ時間も参りましたので，この辺りで意見交換会を終了させていただきたいと思います。今日も本当にいろいろな経験に基づく有意義なお話をいただきました。これから事件等を審理していく上で参考にできることをたくさんお伺いできたと思います。本日はお忙しい中意見交換会に参加していただきまして，本当にありがとうございました。

以 上